

土壌アーカイブ試料取扱規程

制定 令和元年 5月15日

改正 令和元年10月23日

(規定の趣旨)

第1条 土壌アーカイブ試料（以下、当該試料）は、2011年の東京電力福島第一原発事故直後から系統的に採集され、文部科学省・原子力規制庁の放射性セシウム沈着量マップ作成事業等に用いられた貴重な試料である。当該試料は、採取後、日本原子力研究開発機構にて管理、整備されていたが、平成29年に福島大学環境放射能研究所に移管され管理されている。今後、当該試料を用いた新たな分析や解析により、研究の進展が見込まれる。そのため当該試料を用いて研究することを目的とした貸出や利用のための取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 当該試料の貸出、利用に際し希望者は試料利用申請書（様式1）により申請するものとする。

2 申請者は原則として国内の大学及び研究機関に所属するものに限る。

3 申請の妥当性は福島大学環境放射能研究所アーカイブ試料検討委員会（以下「検討委員会」という。）において審査する。

(検討委員会)

第3条 検討委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 所長または副所長 1名

二 教員 2名（所長が任命する）

三 学外の大学・研究機関等から所長が指名した者 3名（連携機関及び連携外機関）

2 委員に委員長を置き前項一号の委員をもって充てる。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

4 検討委員会は、原則メールによる議決とする。

5 検討委員会の審議事項（申請の可否を含む）は、全体の3分の2をもって決する。

6 検討委員会は、専門的事項に関して委員以外の者の意見を聴くことができる。

7 検討委員会は適宜、原子力規制庁に試料利用状況を報告する。

(利用者の義務)

第4条 利用許可を受けた者はアーカイブ試料を用いた成果報告の発表義務を負うものとし、当該試料についての記述を論文等に明記するものとする。

2 許可を得て試料を学外へ発送、持ち出しを行う場合の費用、その他は利用者の負担・責任において行うものとする。また、分析に使用した残渣は、利用者の責任で処分すること。

3 原則として、前項に基づき試料の発送を行うのは日本国内を対象とし、海外への持ち出しは認めない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、当該試料の取り扱いに関し必要な事項は別に定める。

(規則の改正)

第6条 この規則を改正しようとするときは、運営委員会（及び連携推進会議）の議を経なければならない。

附 則

1 この規則は、令和元年 5月15日から施行する。

附則

1 この規則は、令和元年10月23日から施行する。